



山形県公報

平成31年3月5日(火)
第3025号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 知事指定薬物の指定の失効……………(健康福祉企画課) ……177
- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……178
- 救急病院等の告示……………(地域医療対策課) ……同
- 争議行為を行う旨の通知……………(雇用対策課) ……同
- 指定管理者の指定……………(県民文化スポーツ課) ……181
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同

### 公安委員会関係

#### 規 則

- 山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則……………同
- 山形県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則……………183

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部改正……………184

### 公 告

- 県営住宅入居者の一般公募……………(置賜総合支庁建築課) ……同
- 一般競争入札の公告……………(会 計 局) ……187

### 正 誤

## 告 示

### 山形県告示第121号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例(平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。)第15条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定が失効した。

平成31年3月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 失効した知事指定薬物の名称

- (1) N- (2-フルオロフェニル) -N- [1- (2-フェニルエチル) ピペリジン-4-イル] プロパンアミド (通称名 Ortho-fluorofentanyl、2-Fluorofentanyl、o-fluorofentanyl) 及びその塩類
- (2) N- (4-メトキシフェニル) -N- [1- (2-フェニルエチル) ピペリジン-4-イル] ブタンアミド (通称名 p-Methoxybutyrylfentanyl、Paramethoxybutyrylfentanyl、4-Methoxybutyrylfentanyl、4-MeO-BF) 及びその塩類
- (3) N-エチル-1- (2-フルオロフェニル) プロパン-2-アミン (通称名 2-FEA、2-fluoro

e t h a m p h e t a m i n e) 及びその塩類

(4) N—(1—アミノ—3, 3—ジメチル—1—オキソブタン—2—イル)—1—(シクロヘキシルメチル)—1H—インドール—3—カルボキサミド(通称名ADB—C H M I C A) 及びその塩類

2 失効の理由

条例第2条第6号に掲げる薬物に指定されたため

3 失効年月日

平成31年3月1日

山形県告示第122号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成31年3月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地    | 事業所の名称及び所在地              | 障害児通所支援の種類 | 定 員 | 指定年月日      |
|--------------------------------|--------------------------|------------|-----|------------|
| 社会福祉法人友愛会<br>山形市みはらしの丘四丁目15番地3 | ゆうあいくらぶ<br>南陽市宮内1204番地の3 | 放課後等デイサービス | 10名 | 平成31. 3. 1 |
| 社会福祉法人友愛会<br>山形市みはらしの丘四丁目15番地3 | ゆうあいくらぶ<br>南陽市宮内1204番地の3 | 児童発達支援     | 10名 | 同          |

山形県告示第123号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院である。

平成31年3月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称         | 所 在 地            | 認 定 期 間                     |
|-------------|------------------|-----------------------------|
| 西 川 町 立 病 院 | 西村山郡西川町大字海味581番地 | 平成31年4月1日から<br>平成34年3月31日まで |

山形県告示第124号

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により、山形県医療労働組合連合会執行委員長渡辺勇仁から、争議行為を行うことについて、平成31年2月25日次のとおり通知があった。

平成31年3月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 事 件

賃金引上げ等の要求に関する件

2 期 間

2019年3月13日以降事件解決の日まで

3 場 所

医療生活協同組合やまがた

鶴岡協立病院

鶴岡市文園町9番34号

医療生活協同組合やまがた

鶴岡協立リハビリテーション病院

同 上山添字神明前38番地

医療生活協同組合やまがた

協立大山診療所

同 大山二丁目26番3号

医療生活協同組合やまがた

|                           |                    |
|---------------------------|--------------------|
| 協立三川診療所                   | 東田川郡三川町大字横山字袖東4番地9 |
| 医療生活協同組合やまがた              |                    |
| 住宅型有料老人ホーム虹の家かがやき         | 同                  |
| 医療生活協同組合やまがた              |                    |
| 鶴岡協立病院附属クリニック             | 鶴岡市文園町11番3号        |
| 医療生活協同組合やまがた              |                    |
| メディカルフィットネスVIVID          | 同                  |
| 医療生活協同組合やまがた              |                    |
| 協立歯科クリニック                 | 同 日枝字海老島159番地1     |
| 医療生活協同組合やまがた              |                    |
| 訪問看護ステーションきずな             | 同                  |
| 医療生活協同組合やまがた              |                    |
| ひとみ保育園                    | 同                  |
| 医療生活協同組合やまがた              |                    |
| 協立ケアプランセンターふたば            | 同 双葉町13番45号        |
| 医療生活協同組合やまがた              |                    |
| 包括支援センターわかば               | 同                  |
| 医療生活協同組合やまがた              |                    |
| 協立ショートステイセンターふたば          | 同 日枝字海老島64番地       |
| 医療生活協同組合やまがた              |                    |
| 介護療養型老人保健施設せせらぎ           | 同 文園町9番34号         |
| 医療生活協同組合やまがた              |                    |
| 小規模多機能型住宅介護事業かがやき         | 東田川郡三川町大字横山字袖東4番地8 |
| 医療生活協同組合やまがた              |                    |
| サポートセンターあさひ               | 鶴岡市熊出字日鐘31番地3      |
| 医療生活協同組合やまがた              |                    |
| グループホーム和楽居                | 同 日枝字海老島63番地5      |
| 医療生活協同組合やまがた              |                    |
| しろにし診療所                   | 山形市城西町四丁目27番25号    |
| 医療生活協同組合やまがた              |                    |
| 居宅介護支援事業所虹                | 同                  |
| 医療生活協同組合やまがた              |                    |
| 住宅型有料老人ホーム協同の家虹           | 同 北町三丁目1番37号       |
| 医療生活協同組合やまがた              |                    |
| デイサービス虹                   | 同                  |
| 医療生活協同組合やまがた              |                    |
| ヘルパーステーション虹               | 同                  |
| 医療生活協同組合やまがた              |                    |
| 本部                        | 鶴岡市双葉町13番45号       |
| 社会福祉法人山形虹の会               |                    |
| 介護老人保健施設かけはし(介護老人保健施設)    | 同 民田字代家田100番地1     |
| 社会福祉法人山形虹の会               |                    |
| 介護老人保健施設かけはし(通所リハビリテーション) | 同                  |
| 社会福祉法人山形虹の会               |                    |
| 介護老人保健施設かけはし(居宅介護支援)      | 同                  |
| 社会福祉法人山形虹の会               |                    |
| グループホームかけはし               | 同                  |
| 社会福祉法人山形虹の会               |                    |
| 山形虹の会訪問入浴サービス             | 同                  |
| 社会福祉法人山形虹の会               |                    |

|                                        |   |               |
|----------------------------------------|---|---------------|
| ショートステイかけはし<br>社会福祉法人山形虹の会             | 同 |               |
| 特別養護老人ホームかけはし<br>社会福祉法人山形虹の会           | 同 | 99番地1         |
| ショートステイかけはし2号館<br>医療法人健友会              | 同 |               |
| 有料老人ホームてんまの家<br>医療法人健友会                |   | 酒田市中町三丁目2番21号 |
| 訪問看護ステーションかがやき<br>医療法人健友会              | 同 | 3番18号         |
| 認知症対応型通所介護施設「楽楽」<br>医療法人健友会            | 同 |               |
| 介護予防特化型通所介護あゆみ<br>医療法人健友会              | 同 |               |
| のぞみ診療所<br>医療法人健友会                      | 同 | 4番12号         |
| 本間病院<br>医療法人健友会                        | 同 | 5番23号         |
| 本間病院居宅介護支援事業所<br>医療法人健友会               | 同 |               |
| 介護老人保健施設ひだまり<br>医療法人健友会                | 同 |               |
| 酒田市地域包括支援センターなかまち<br>医療法人健友会           | 同 |               |
| 高見台クリニック<br>酒田健康生活協同組合                 | 同 | 高見台一丁目13番14号  |
| 健生ふれあいクリニック<br>地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構     | 同 | 泉町1番16号       |
| 日本海総合病院<br>地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構         | 同 | あきほ町30番地      |
| 日本海酒田リハビリテーション病院<br>社会福祉法人恩賜財団済生会      | 同 | 千石町二丁目3番20号   |
| 山形済生病院<br>医療法人社団小白川至誠堂病院               |   | 山形市沖町79番地1    |
| 小白川至誠堂病院<br>医療法人社団松柏会                  | 同 | 東原町一丁目12番26号  |
| 至誠堂総合病院<br>医療法人社団松柏会                   | 同 | 桜町7番44号       |
| 至誠堂訪問サービスセンターコスモス<br>医療法人社団松柏会         | 同 | 旅籠町一丁目7番23号   |
| 至誠堂ケアプランセンターみらい<br>医療法人社団松柏会           | 同 |               |
| わかばクリニック<br>医療法人社団松柏会                  | 同 |               |
| 地域包括支援センターかがやき<br>医療法人社団松柏会            | 同 |               |
| 介護療養型老人保健施設木の実<br>医療法人社団松柏会            | 同 |               |
| サービス付き高齢者向け住宅グランドホームはたごまち<br>医療法人社団松柏会 | 同 |               |

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 至誠堂ホームケア24 同
- 医療法人社団松柏会  
至誠堂とかみクリニック 同 富神前48番地5
- 医療法人社団松柏会  
至誠堂総合病院附属中山診療所 東村山郡中山町大字長崎3030番地1
- 医療法人篠田好生会  
篠田総合病院 山形市桜町2番68号
- 医療法人篠田好生会  
千歳篠田病院 同 長町二丁目10番56号
- 医療法人篠田好生会  
天童温泉篠田病院 天童市鎌田一丁目7番1号
- 社会医療法人二本松会  
山形さくら町病院 山形市桜町2番75号
- 社会医療法人二本松会  
かみのやま病院 上山市金谷字下河原1370番地
- 社会医療法人二本松会  
介護老人保健施設かなやの里 同

4 概 要

救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキ、怠業その他の争議行為及びこれを妨害する者を排除する一切の行為

山形県告示第125号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県総合文化芸術館（文化機能）の指定管理者を次のとおり指定した。

平成31年3月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 山形県総合文化芸術館（文化機能）
- 2 指定した団体 山形市緑町一丁目2番36号  
みんぐるやまがた
- 3 指定の期間 平成31年12月1日から平成37年3月31日まで

山形県告示第126号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成31年3月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 事 業 名                               | 地 区 名       | 工事完了年月日    |
|-------------------------------------|-------------|------------|
| 農山漁村地域整備交付金<br>（基幹水利施設ストックマネジメント事業） | 京 田 ・ 栄 地 区 | 平成30年3月16日 |

**公安委員会関係**

**規 則**

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月5日

山 形 県 公 安 委 員 会

委 員 長 小 林 由 紀 子

山形県公安委員会規則第1号

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

山形県警察の組織に関する規則（平成14年3月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条の表生活安全部の項中「生活環境課」を「生活環境課、サイバー犯罪対策課」に改める。

第22条第9号から第11号までを削り、第12号を第9号とする。

第22条の次に次の1条を加える。

（サイバー犯罪対策課の所掌事務）

第22条の2 サイバー犯罪対策課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) サイバー犯罪対策に関すること。
- (2) 電磁的記録の解析に関すること。
- (3) 犯罪の取締りのための情報通信技術の支援に関すること。

第39条の表中

|       |                 |                       |       |
|-------|-----------------|-----------------------|-------|
| 少年課   | 少年サポートセンター      | 第21条第2号及び第5号に掲げる事務    | を     |
| 生活環境課 | サイバー犯罪対策室       | 第22条第9号から第11号までに掲げる事務 |       |
| 少年課   | 少年サポートセンター      | 第21条第2号及び第5号に掲げる事務    | に、    |
| 機動捜査隊 | 広域機動捜査班         | 第29条第3号に掲げる事務         | を     |
| 機動捜査隊 | 広域機動捜査班         | 第29条第3号に掲げる事務         | に改める。 |
| 交通企画課 | 交通事故等分析兼交通安全対策室 | 第30条第2号及び第5号に掲げる事務    |       |

第40条第1項の表中

|                 |                  |                                              |        |
|-----------------|------------------|----------------------------------------------|--------|
| 少年サポートセンター      | 少年サポートセンター所長     | 上司の命を受け、少年サポートセンターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。      | を      |
| サイバー犯罪対策室       | サイバー犯罪対策室長       | 上司の命を受け、サイバー犯罪対策室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。       |        |
| 少年サポートセンター      | 少年サポートセンター所長     | 上司の命を受け、少年サポートセンターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。      | に、     |
| 広域機動捜査班         | 広域機動捜査班長         | 上司の命を受け、広域機動捜査班の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。         | を      |
| 広域機動捜査班         | 広域機動捜査班長         | 上司の命を受け、広域機動捜査班の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。         | に改め、同条 |
| 交通事故等分析兼交通安全対策室 | 交通事故等分析兼交通安全対策室長 | 上司の命を受け、交通事故等分析兼交通安全対策室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 |        |

第2項の表中

|  |           |                                                 |   |
|--|-----------|-------------------------------------------------|---|
|  | 営業秘密保護対策官 | 上司の命を受け、第22条第5号に掲げる事務（営業秘密侵害事犯に関することに限る。）を整理する。 | を |
|--|-----------|-------------------------------------------------|---|

|           |             |                                                 |       |
|-----------|-------------|-------------------------------------------------|-------|
|           | 営業秘密保護対策官   | 上司の命を受け、第22条第5号に掲げる事務(営業秘密侵害事犯に関することに限る。)を整理する。 | に改める。 |
| サイバー犯罪対策課 | サイバー犯罪対策指導官 | 上司の命を受け、サイバー犯罪の捜査に関する指導業務を処理し、関係事務を整理する。        |       |

別表(1)天童警察署の項中

|        |          |   |
|--------|----------|---|
| 天童南部交番 | 天童市中里五丁目 | を |
|--------|----------|---|

|         |              |             |
|---------|--------------|-------------|
| 天童南駅前交番 | 天童市芳賀タウン北六丁目 | に改め、同表(2)天童 |
|---------|--------------|-------------|

|        |       |          |   |
|--------|-------|----------|---|
| 警察署の項中 | 山口駐在所 | 天童市大字山口  | を |
|        | 高揃駐在所 | 天童市大字高揃北 |   |

|       |         |            |
|-------|---------|------------|
| 山口駐在所 | 天童市大字山口 | に改め、同表寒河江警 |
|-------|---------|------------|

|        |        |             |   |
|--------|--------|-------------|---|
| 警察署の項中 | 朝日町駐在所 | 西村山郡朝日町大字宮宿 | を |
|        | 大谷駐在所  | 西村山郡朝日町大字大谷 |   |

|        |             |            |
|--------|-------------|------------|
| 朝日町駐在所 | 西村山郡朝日町大字宮宿 | に改め、同表鶴岡警察 |
|--------|-------------|------------|

|      |       |          |   |
|------|-------|----------|---|
| 署の項中 | 藤島駐在所 | 鶴岡市藤浪二丁目 | を |
|      | 東栄駐在所 | 鶴岡市川尻    |   |

|       |          |       |
|-------|----------|-------|
| 藤島駐在所 | 鶴岡市藤浪二丁目 | に改める。 |
|-------|----------|-------|

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第39条の表の改正規定中

|       |         |               |   |
|-------|---------|---------------|---|
| 機動捜査隊 | 広域機動捜査班 | 第29条第3号に掲げる事務 | を |
|-------|---------|---------------|---|

|       |                 |                    |        |
|-------|-----------------|--------------------|--------|
| 機動捜査隊 | 広域機動捜査班         | 第29条第3号に掲げる事務      | に改める部分 |
| 交通企画課 | 交通事故等分析兼交通安全対策室 | 第30条第2号及び第5号に掲げる事務 |        |

及び第40条第1項の表の改正規定中

|         |          |                                      |   |
|---------|----------|--------------------------------------|---|
| 広域機動捜査班 | 広域機動捜査班長 | 上司の命を受け、広域機動捜査班の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 | を |
|---------|----------|--------------------------------------|---|

|                 |                  |                                              |        |
|-----------------|------------------|----------------------------------------------|--------|
| 広域機動捜査班         | 広域機動捜査班長         | 上司の命を受け、広域機動捜査班の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。         | に改める部分 |
| 交通事故等分析兼交通安全対策室 | 交通事故等分析兼交通安全対策室長 | 上司の命を受け、交通事故等分析兼交通安全対策室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 |        |

は、同年3月15日から施行する。

山形県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月5日

山形県公安委員会  
委員長 小林 由紀子

山形県公安委員会規則第2号

山形県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則

山形県警察職員の定数の配分に関する規則（昭和34年9月県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

| 区分   | 警察官 |     |                   | 計      | その他の職員 | 合計     | 備考                             |
|------|-----|-----|-------------------|--------|--------|--------|--------------------------------|
|      | 警視  | 警部  | 警部補<br>巡査部長<br>巡査 |        |        |        |                                |
| 警察本部 | 60人 | 95人 | 482人              | 637人   | 215人   | 852人   | 警部補の総数は561人とし、巡査部長の総数は580人とする。 |
| 警察署  | 30人 | 89人 | 1,257人            | 1,376人 | 122人   | 1,498人 |                                |

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

選挙管理委員会関係

告示

山形県選挙管理委員会告示第10号

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成31年3月5日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷 誠

2 老人ホームの項の表中

|                 |                        |                      |
|-----------------|------------------------|----------------------|
| 友江荘             | 鶴岡市友江町2番18号            | を                    |
| 養護老人ホームともえ      | 鶴岡市茅原字草見鶴73番地（茅原北3街区1） | に、                   |
| 虹の家おうら          | 〃 大山二丁目36番33号          | を                    |
| 虹の家おうら          | 〃 大山二丁目36番33号          | に改め、3 身体障害者支援施設の項の表中 |
| 小規模特別養護老人ホームともえ | 〃 茅原字草見鶴73番地（茅原北3街区1）  |                      |
| 援施設の項の表中        | 鶴岡市湯田川字中田35番地の1        | を                    |
|                 | 鶴岡市栢屋字天保恵10番地1         | に改める。                |

公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県公営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成31年3月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子



1 県営住宅の名称等

| 名称                  | 所在地                         | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分                | 家賃                      |                                    |                                    |                                    | 摘要          |                                    |                                    |     |
|---------------------|-----------------------------|------|-------------------------------|------|-------------------|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------|------------------------------------|------------------------------------|-----|
|                     |                             | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |                   | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |             | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |     |
| 県営中田第2ア<br>パート1号    | 米沢市中田町<br>901-2             | 3DK  | 54.6                          | 1    | 一般用               | 13,000<br>円             | 15,000<br>円                        | 17,200<br>円                        | 19,400<br>円                        | 22,200<br>円 | 25,600<br>円                        | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           | 单身可 |
| 同<br>2号             | 同                           | 同    | 55.7                          | 2    | 同                 | 13,500                  | 15,600                             | 17,900                             | 20,100                             | 23,000      | 26,600                             | 同                                  | 同   |
| 同<br>中田第1ア<br>パート1号 | 同<br>658-3                  | 同    | 68.2                          | 1    | 同                 | 21,800                  | 25,300                             | 28,800                             | 32,500                             | 37,200      | 42,900                             | 同                                  | 同   |
| 同<br>2号             | 同                           | 同    | 68.8                          | 1    | 同                 | 22,600                  | 26,100                             | 29,800                             | 33,700                             | 38,500      | 44,400                             | 同                                  | 同   |
| 同<br>5号             | 同                           | 同    | 75.4                          | 1    | 同                 | 25,400                  | 29,400                             | 33,600                             | 37,900                             | 43,300      | 50,000                             | 同                                  | 同   |
| 同<br>小国アパー<br>ト1号   | 西置賜郡小国町<br>大字兵庫館三丁<br>目3-9  | 同    | 58.0                          | 4    | 同                 | 13,100                  | 15,100                             | 17,300                             | 19,500                             | 22,300      | 25,800                             | 同                                  | 同   |
| 同<br>2号             | 同<br>3-8                    | 同    | 59.4                          | 2    | 同                 | 14,100                  | 16,300                             | 18,600                             | 21,000                             | 24,000      | 27,700                             | 同                                  | 同   |
| 同<br>白鷹アパー<br>ト     | 同<br>白鷹町<br>大字荒砥乙1482<br>-1 | 同    | 55.7                          | 1    | 同                 | 12,600                  | 14,600                             | 16,700                             | 18,800                             | 21,500      | 24,800                             | 同                                  | 同   |
| 同<br>あらとアパ<br>ート2号  | 同<br>725<br>-1              | 同    | 77.9                          | 1    | 特定目的用<br>(高齢・身障用) | 25,300                  | 29,200                             | 33,400                             | 37,600                             | 43,000      | 49,600                             | 同                                  | 同   |
| 同                   | 同                           | 同    | 77.9                          | 1    | 一般用               | 25,300                  | 29,200                             | 33,400                             | 37,600                             | 43,000      | 49,600                             | 同                                  | 同   |

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

- (1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、申込順に選考する。
- (2) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から申込順に選考する。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成31年3月5日から同月29日までの午前10時から午後5時まで  
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。郵送の場合は、平成31年3月29日の午後5時まで(2)の提出先に到着したものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所

5 入居の時期 入居申込から概ね2箇月後

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、A重油、灯油及びガソリン（レギュラー）の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成31年3月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日時 平成31年4月16日（火） 午前10時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び予定数量

- イ A重油 55,000リットル
- ロ 灯油（大型タンクローリー車納入分） 488,000リットル
- ハ 灯油（中型タンクローリー車納入分） 100,000リットル
- ニ 灯油（ドラム缶納入分） 17,000リットル
- ホ ガソリン（レギュラー）（大型タンクローリー車納入分） 24,000リットル

(2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。

(3) 契約期間及び納入方法 契約締結日から平成32年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量を指定する方法で納入すること。

(4) 納入場所 仕様書による。

(5) 入札方法 (1)のイからホまでのそれぞれについて、1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成31年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成31年2月8日付け県公報第3018号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(5) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けていること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2720
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか山形県のホームページ (<http://www.pref.yamagata.jp/>) からダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法  
2の(5)による入札価格が規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内であって、かつ、2の(1)のイからホまでのそれぞれの入札価格にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額が最低となる価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
  - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を平成31年4月12日（金）午前11時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月8日（月）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出すること。
  - (2) この契約における平成31年5月納入分以降の契約金額は、仕様書に定めるところにより変動するものとする。
  - (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
  - (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
  - (5) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
  - (6) 詳細については入札説明書及び仕様書による。
- 10 Summary
  - (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
    - ① A Fuel Oil 55,000l
    - ② Kerosene (Large-sized tanker vehicle) 488,000l
    - ③ Kerosene (Medium-sized tanker vehicle) 100,000l
    - ④ Kerosene (Drum) 17,000l
    - ⑤ Unleaded Gasoline (Large-sized tanker vehicle) 24,000l
  - (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. April 16, 2019
  - (3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)2720

正 誤

| 発行年月日        | 県公報<br>番 号 | ページ  | 行 | 誤           | 正          |
|--------------|------------|------|---|-------------|------------|
| 平成30. 11. 20 | 第2997号     | 1097 | 7 | 平成30. 10. 1 | 平成30. 9. 1 |